

【問1】 次は、「中学校学習指導要領（平成29年3月）」第5章 特別活動 第2 各活動・学校行事の目標及び内容〔学級活動〕2 内容の一部である。これに即して、（①）～（⑤）に当てはまる適切な語句を答えなさい。

<p>2 内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全</p> <p>ア 自他の個性の理解と尊重, よりよい（①）の形成 自他の個性を理解して尊重し, 互いのよさや可能性を發揮しながらよりよい集団生活をつくること。</p> <p>イ 男女相互の理解と協力 男女相互について理解するとともに, 共に協力し尊重し合い, 充実した（②）に参画すること。</p> <p>ウ 思春期の不安や悩みの解決, （③）への対応 心や体に関する正しい理解を基に, 適切な行動をとり, 悩みや不安に向き合い乗り越えようとする事。</p> <p>エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成 節度ある生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや, 事件や事故, 災害等から身を守り（④）に行動すること。</p> <p>オ （⑤）の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成 給食の時間を中心としながら, 成長や健康管理を意識するなど, 望ましい食習慣の形成を図るとともに, 食事を通して（①）をよりよくすること。</p> <p>(3) 略</p>
--

【問2】 健康診断に関する次の各問いに答えなさい。

(1) 【表1】は、「学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）」、「学校保健安全法施行令（昭和33年6月10日政令第174号）」、「学校保健安全法施行規則（昭和33年6月13日文部省令第18号）」に示されている健康診断の実施主体と実施時期についてまとめた表である。関係する各法に即して、（①）～（⑦）に当てはまる適切な語句を答えなさい。

【表1】

	就学時の健康診断	児童生徒等の健康診断	職員の健康診断
実施主体	市町村教育委員会（特別区を含む）	（①）	（②）
実施時期	学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第2条の規定により当該市町村の教育委員会において（③）が作成された後翌学年の初めから4月前（同令第5条, 第7条, 第11条, 第14条, 第15条及び第18条の2に規定する就学に関する手続の実施に支障がない場合にあっては, （④）までの間に行うものとする。	学校保健安全法第13条第1項の健康診断の時期については, 毎学年, （⑤）までに行うものとする。ただし, （⑥）その他やむを得ない事由によって当該期日に健康診断を受けることできなかった者に対しては, その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行うものとする。	学校保健安全法第15条第1項の健康診断の時期については, 第5条の規定を準用する。この場合において, 同条第1項中「（⑤）までに」とあるのは, 「（②）が定める（⑦）に」と読み替えるものとする。

(2) 次は、「学校保健安全法施行令（昭和33年6月10日政令第174号）」第2条に示されている就学時の健康診断における検査の項目である。これに即して、（①）～（⑤）に当てはまる適切な語句を答えなさい。

（検査項目）

第2条 就学時の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 （①）
- 二 脊柱及び（②）の疾病及び異常の有無
- 三 （③）
- 四 眼の疾病及び異常の有無
- 五 耳鼻咽喉頭疾患及び（④）の有無
- 六 （⑤）の疾病及び異常の有無
- 七 その他の疾病及び異常の有無

(3) 次は、「就学時の健康診断マニュアル 平成29年度改訂」（公益財団法人 日本学校保健会）の第1 就学時の健康診断の実施（5）方法及び技術的基準 サ その他の疾病及び異常（知的障害、発達障害等の発見について）に示されている「（ア）検査の目的と意義」である。これに即して、（①）～（⑥）に当てはまる適切な語句を下の【語群】から選び、記号で答えなさい。

知的機能の遅れ又は行動や（①）、コミュニケーションなどの発達の課題の背景に知的障害や発達障害などの障害が想定される場合があることから、就学時の健康診断においては、その可能性がある幼児に気づき、その後の（②）や医療機関などにつなげるのが大切である。

（略）

知的障害や発達障害の可能性のある幼児に就学時の健康診断のみで気づくことは困難なことから、（③）においては、就学時の健康診断前までに、発達に課題があり、（④）や配慮を必要とする幼児の（⑤）からの気づきに努めるのが大切である。そのために、（⑥）と連携をとり、就学時の健康診断前までに気づき・支援につなげる体制を構築する必要がある。

【語群】

- | | | | | | |
|---------|---------|--------|------|-----------|-------|
| ア 教育委員会 | イ 特別な支援 | ウ 家庭 | エ 早期 | オ 保健・福祉部局 | |
| カ 経過観察 | キ 学校 | ク 教育相談 | ケ 環境 | コ 児童相談所 | サ 社会性 |

(4) 次は、「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂」(公益財団法人 日本学校保健会)の第1章 5 方法及び技術的基準 2 体重に示されている「留意事項」である。これに即して、(①)～(⑤)に当てはまる適切な語句を下の【語群】から選び、記号で答えなさい。

留意事項

- 1 体重は大きく体脂肪重量と除体脂肪重量に分けることができる。体脂肪重量は(①)の量を意味しているが、これが異常に増加すると肥満といわれる状態になり、成人と同様にメタボリック・シンドロームに代表される健康障害につながることになる。除体脂肪重量は筋肉、骨格、脳、肝臓、心臓といったいわば(②)としての重さを意味する。(略)
- 2 健康診断時にやせ型の児童生徒等をみた場合は、「(③)」を心にとめて観察する必要がある。(④)と肥満度曲線を描くことによって肥満や思春期やせ症(神経性食欲不振症)、(③)などを早期に発見して適切な対応をすることが必要である。
- 3 思春期にみられる体重の急激な増加は(⑤)であって、身長と同じく女子の方が男子よりも2年ほど早く始まり、早く終わる。この現象は身長と比較すると体重の方が少し遅れてみられるのが一般的である。また、体重の(⑤)は個人差が大きいことを常に考慮しておかなければならない。

【語群】

- | | | | |
|-------------|------------|----------|-------------|
| ア 思春期成長促進現象 | イ 体内組織 | ウ 身長成長曲線 | エ 脂肪燃焼エネルギー |
| オ 貯蔵エネルギー | カ 児童生徒等の虐待 | キ 摂取栄養 | ク 体重成長曲線 |
| ケ 体脂肪重量曲線 | コ 内臓の総量 | | |

(5) 次は、「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂」(公益財団法人 日本学校保健会)の第1章 10 成長曲線の活用についてに示されている「1 成長曲線等を描くことの意義」である。これに即して、(①)～(⑤)に当てはまる適切な語句を下の【語群】から選び、記号で答えなさい。

1 成長曲線等を描くことの意義

- ・ 一人一人の児童生徒等特有の成長特性を評価できる。
- ・ 「肥満」や「やせ」といった栄養状態の変化、それに加えて低身長、(①)、特に(②)とって一時的に身長の伸びがよく、児童生徒等本人や保護者も急速に(③)身長のことを喜んでいると、早期に身長の伸びが止まって、最終的には極端な低身長になるといった病気等を早期に見つけることができる。
- ・ 成長曲線パターンの変化は目で見て分かるので、児童生徒等及び保護者がその(④)を容易に理解できる。
- ・ 成長曲線と(⑤)を併せ用いることで、肥満ややせの状態を分かりやすく評価できる。

【語群】

- | | | | | |
|---------|-------|---------|---------|---------|
| ア 変化の様子 | イ 気持ち | ウ 伸びる | エ 性早熟症 | オ 成長期 |
| カ 縮む | キ 高身長 | ク 保健調査票 | ケ 肥満度曲線 | コ 本人の希望 |

【問3】 健康相談及び健康観察に関する次の各問いに答えなさい。

(1) 次は、「学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）」第2章 第2節に示されている健康相談等についての項目である。これに即して（①）～（④）に当てはまる適切な語句を答えなさい。

第2章 第2節 健康相談等
(健康相談)
第8条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。
(保健指導)
第9条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の（①）により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、（②）なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（学校教育法第16条に規定する保護者をいう。第24条及び第30条において同じ。）に対して必要な（③）を行うものとする。
(地域の医療機関等との連携)
第10条 学校においては、（④）、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

(2) 次は、「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引（平成23年8月文部科学省）」第1章 1 学校における健康相談と保健指導の捉え方の一部である。これに即して、（①）～（⑤）に当てはまる語句を下の【語群】から選び、記号で答えなさい。

健康相談と保健指導は、（①）切り分けられるものではなく、相互に関連して展開されているものであるが、学校における健康相談の目的は、児童生徒の心身の健康に関する問題について、児童生徒や保護者等に対して、関係者が連携し相談等を通して問題の解決を図り、学校生活によりよく適応していけるように支援していくことである。具体的には、児童生徒・保護者等からの（②）、健康観察や保健室での対応等から健康相談が必要と判断された児童生徒に対し、心身の（③）（問題の本質）にあるものを的確にとらえ、相談等を通して支援することである。また、一対一の相談に（④）ものではなく、関係者の連携のもと教育活動の（⑤）を捉えて、健康相談における配慮が生かされるようにするものである。

【語群】

- | | | | | |
|--------|-----------|---------|---------|----------|
| ア 相談希望 | イ 健康問題の背景 | ウ 相互に | エ 参加の有無 | オ 限定される |
| カ 様子 | キ 実施される | ク 活用される | ケ 明確に | コ あらゆる機会 |

〔問4〕 学校のアレルギー疾患に関する次の各問いに答えなさい。

(1) 次は、「アレルギー疾患対策基本法（平成26年6月27日法律第98号）」の一部である。これに即して、(①)～(⑤) に当てはまる適切な語句を下の【語群】から選び、記号で答えなさい。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、アレルギー疾患を有する者が(①)存在すること、アレルギー疾患には(②)な症状の悪化を繰り返し生じさせるものがあること、アレルギー疾患を有する者の(③)が著しく損なわれる場合が多いこと等アレルギー疾患が国民生活に多大な影響を及ぼしている現状及びアレルギー疾患が生活環境に係る多様かつ(④)な要因によって発生し、かつ、(⑤)することに鑑み、アレルギー疾患対策の一層の充実を図るため、アレルギー疾患対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他の医療関係者及び学校等の設置者又は管理者の責務を明らかにし、並びにアレルギー疾患対策の推進に関する指針の策定等について定めるとともに、アレルギー疾患対策の基本となる事項を定めることにより、アレルギー疾患対策を総合的に推進することを目的とする。

【語群】

- ア 急激 イ 局所的 ウ 多数 エ 一定数 オ 生活の質 カ 複合的
- キ 重症化 ク 慢性化 ケ 学校生活

(2) 次は、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン<令和元年改訂>」（公益財団法人 日本学校保健会）の4 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）に基づく取組に示されている「管理指導表活用のポイント」の一部である。これに即して、①～⑤の中でそれぞれ適切なものには○、適切でないものには×で答えなさい。

- ① 学校・教育委員会は、アレルギー疾患のある児童生徒を把握し、全ての保護者に対して、管理指導表の提出を求める。
- ② 保護者は学校の求めに応じ医師に記載してもらい、学校に提出する。
- ③ 学校は、管理指導表に基づき、保護者と協議し取組を実施する。
- ④ 主なアレルギー疾患が1枚（裏・表）に記載できるようになっているが、アレルギー疾患が複数ある場合、アレルギー疾患一つにつき1枚ずつ提出しなければならない。
- ⑤ 管理指導表は症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年提出を求める。

(3) 【図1】は、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン<令和元年度改訂>」（公益財団法人 日本学校保健会）第1章 6-2に示されている「緊急性の高いアレルギー症状への対応」である。これに即して、(①)～(⑩) に当てはまる適切な語句を下の【語群】から選び、記号で答えなさい。

【図1】 緊急性の高いアレルギー症状への対応

- ・救急車を要請（119番通報）
- ・ただちに(①)を使用
- ・反応がなく(②)がなければ、(③)を行う → (④)の使用
- ・(⑤)で安静にする 立たせたり、(⑥)たりしない！

チームワークが大切

<安静を保つ体位>

ぐったり
意識もうろうの場合

吐き気、おう吐がある場合

(②)が苦しく
あお向けになれない場合

(⑦)が低下している可能性があるため、あお向けで足を15～30cm高くする

(⑧)による(⑨)を防ぐため、体と顔を横に向ける

(②)を楽にするため、上半身を起こし(⑩)によりかからせる

- ・(⑤)で救急隊を待つ

文部科学省・(公財)日本学校保健会 東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

【語群】

- ア 保健室 イ 血圧 ウ その場 エ AED オ おう吐物 カ 後
- キ 呼吸 ク 窒息 ケ 歩かせ コ エピペン® サ 心肺蘇(そ)生 シ 体温

【問5】 次は、「いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日）法律第71号」第2条に示されている定義である。これに即して、(①)～(④)に当てはまる適切な語句を下の【語群】から選び、記号で答えなさい。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と(①)の人的関係にある他の児童等が行う(②)又は物理的な影響を与える行為((③)を通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が(④)を感じているものをいう。

【語群】

ア 心理的 イ 不定 ウ 家庭 エ 心身の苦痛 オ インターネット
カ 精神的 キ 友人関係 ク 一定 ケ いじめ コ 身体的

【問6】 次は、「「生きる力」を育む学校での歯・口の健康づくり（令和元年度改訂）」（公益財団法人 日本学校保健会）に示されている内容の一部である。次の問いに答えなさい。

(1) 下の前歯の断面図【図2】について、(①)～(④)に当てはまる適切な語句を答えなさい。

【図2】



(2) 歯・口の外傷の予防と応急処置について、(①)～(⑤)に当てはまる適切な語句を下の【語群】から選び、記号で答えなさい。

歯の(①)はできる限り早急に歯科医療機関で再植する。この際、(②)を持つように注意し、歯根を持たないようにする。再植を可能とするには、歯根周囲の組織が必要なので、歯根には手を触れないことが原則となる。泥などで汚れた場合も洗いすぎない、こすらないようにする。また、乾燥させたり(③)につけたりするとおおむね(④)程度しか再植可能時間がないといわれる。直ちに対応できないときは乾燥させないよう「市販の保存液」、あるいは「(⑤)」に保存して、可及的速やかに歯科医療機関を受診する。

【語群】

ア 陥入 イ 30分 ウ 破折 エ 牛乳 オ 歯冠部 カ 半日
キ 脱臼 ク 象牙質 ケ 炭酸水 コ 水